

# 令和2年第11回金沢市農業委員会総会

## 議 事 録

- 1 日 時 令和2年11月25日（水） 午後4時～午後5時
- 2 場 所 金沢市第二本庁舎 職員研修所大研修室
- 3 議 件 「令和2年第11回金沢市農業委員会総会議案書」  
のとおり
- 4 出席者 別紙のとおり  
(農業委員18名、農地利用最適化推進委員9名、  
事務局4名)
- 5 議 事 別紙のとおり

## 令和2年第11回金沢市農業委員会総会出欠者名簿

### 農業委員

	委員氏名	出欠		委員氏名	出欠		委員氏名	出欠
1	井口 栄市	○	8	太平 雅也	○	15	藤田 礼子	○
2	河井 剛	○	9	中村 真一	○	16	北本 久一	○
3	伴 美代子	○	10	松平 裕喜	○	17	菊知 亮	欠
4	東中 守	○	11	庄田 純一	○	18	小林 博紀	○
5	宮岸 好一	○	12	下村 繁之	○	19	川端 満	○
6	米光 かおる	○	13	五坊 隆一	○	出席 18名		
7	二口 和忠	○	14	奥村 明義	○	欠席 1名		
						計 19名		

### 農地利用最適化推進委員

	委員氏名	出欠		委員氏名	出欠		委員氏名	出欠
1	高島 幸正	○	5	北山 新一	○	9	北村 清勝	○
2	東 穰	○	6	山村 哲夫	○	出席 9名		
3	武藤 昌弘	○	7	西村 健	○	欠席 0名		
4	中川 栄樹	○	8	鮎岡 裕	○	計 9名		

### 農業委員会事務局

	氏名・役職		氏名・役職		氏名・役職
1	朝日事務局長	3	相澤係長		
2	出戸事務局長補佐	4	松本主査		
計 4名					

## 別紙

事務局長	<p>定刻となりましたので、ただいまから、令和2年第11回金沢市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>金沢市農業委員会憲章を唱和いたしますので、ご起立願います。</p> <p>前文を朗読しますので、前文に引き続きご唱和願います。</p>
	(憲章の唱和)
事務局長	<p>どうもありがとうございました。ご着席ください。</p> <p>それでは、井口会長からご挨拶をお願いします。</p>
会 長	(会長挨拶)
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>では、ただいまから農地部門の議案審議に入ります。</p> <p>この会議の議長は、金沢市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が務めることになっております。</p> <p>会長よろしく願います。</p>
会 長	<p>それでは議事の方を進めてまいります。</p> <p>本日の出席委員数は、ただいまのところ18名であります。よって、総会の定足数に達しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また、推進委員の出席者は9名であります。</p> <p>なお、本日の議事録署名委員には、東中委員と、河井委員の2名を指名いたします。</p> <p>ここで議案審議に入る前に、会長が行う議長の職務の一部を副会長に委任することについて、お諮りいたします。</p> <p>農地部門に関する議事につきましては、農地小委員会の委員長を兼務する副会長に議長をお願いし、その専門的な立場から会議を進めた方が良いと思われませんがいかがでしょうか。</p>
	(異議なしの声)

会 長	<p>ご異議なしと認め、本件はそのように決定いたします。  それでは、ただ今から農地部門の議案審議に移ります。  太平副会長、議長をお願いします。</p>
太平副会長	<p>それでは、お手元の議案書をお開きください。  最初に、前回の令和2年第10回総会での議決事項に関する事務処理状況について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>令和2年第10回総会議決事項事務処理状況について報告いたします。</p> <p>農地法第5条許可申請1件については、10月27日付けで石川県知事あてに送付し、11月13日付けで許可書が交付されております。</p> <p>相続税の納税猶予に関する適格者証明願1件については、10月26日付けで証明書を交付しております。</p> <p>非農地証明願9件については、10月26日付けで証明書を交付しております。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画については、11月2日付けで公告しております。</p>
太平副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
太平副会長	<p>質問がないようですので、議案審議に入ります。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。議案書は1ページから2ページです。</p> <p>今回、安原地区、川北地区、小坂地区からそれぞれ1件、森本地区から3件、計6件の申請がありました。</p> <p>番号1は中屋町の案件で、経営規模の拡大のため、所有権</p>

	<p>を移転するものです。</p> <p>番号2は磯部町、番号3は高柳町の案件で、それぞれ世帯内贈与のため、所有権を移転するものです。</p> <p>番号4は八田町の案件で、経営規模の拡大のため、所有権を移転するものです。</p> <p>番号5は古屋谷町の案件で、経営規模の拡大のため、賃貸借権を設定するものです。</p> <p>番号6は才田町の案件で、経営規模の拡大のため、所有権を移転するものです。</p> <p>申請地の現況は全て田であり、譲受人及び借受人の耕作状況についても問題ありません。</p> <p>以上、6件で、面積は9,179㎡です。いずれも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願いいたします。</p>
太平副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
太平副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおりに許可することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
太平副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第1号は、原案のとおりに許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、ご説明いたします。</p>

	<p>議案書は3ページです。お手元の地図と併せてご覧ください。</p> <p>今回、浅川地区から1件の申請がありました。</p> <p>番号1は、袋板屋町の案件で、使用貸借権の設定を伴う分家住宅への転用申請です。農地の区分は、農地の広がり10ha未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第2種農地と判断されますが、集落農家の分家住宅で、集落に接続して設置されるものであることから許可相当であると考えます。</p> <p>以上、1件で、面積は221㎡です。</p> <p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
太平副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、質疑に入ります前に申請案件について現地調査を行っておりますので、北山委員から調査結果をご報告願います。</p>
北山委員	<p>11月18日、現地調査を行い、申請書のとおりであることを確認したので、ご報告いたします。</p>
太平副会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質疑なし)</p>
太平副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定については、原案のとおり許可することが相当であると決定することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
太平副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第2号は、原案のとおり許可することが相当であると決定いたします。</p> <p>次に、議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願に</p>

	<p>ついてご説明いたします。議案書は4ページです。</p> <p>今回の申請は1件で、申請面積は489㎡です。</p> <p>現地の状況につきましては、11月4日に東中委員と事務局職員1名の計2名で現地調査を行い、申請地すべてにおいて申請どおり耕作されていることを確認しました。</p> <p>ご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
太平副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
太平副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願については、原案のとおり証明することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
太平副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第3号は原案のとおり証明することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第4号 非農地証明願について上程いたします。事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第4号 非農地証明願についてご説明いたします。</p> <p>議案書は5ページです。今回、森本地区から1件の申請がありました。</p> <p>番号1は、梨木町の案件で、中山間地域にある農地が山林化し、農地としての復元が困難であることから、申請があったものです。現況については、11月18日に北本委員の現地立会いのもと、申請のとおり山林化していることを確認しています。</p> <p>以上、1件で、面積は285㎡です。</p> <p>ご審議の程、よろしく願いします。</p>
太平副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>

	(質問なし)
太平副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第4号 非農地証明願については、原案のとおりに証明することにご異議ございませんか。</p>
	(異議なしの声)
太平副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第4号は、原案のとおりに証明することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定について上程いたします。事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。議案書は6ページから9ページです。</p> <p>利用権貸借の一般分について、番号1から番号6までの6件の申し出がありました。</p> <p>このうち賃貸借権の設定は、契約期間が6年のものが1件、5年のものが1件、11か月のものが1件で、いずれも再設定するものです。</p> <p>使用貸借権の設定は、契約期間が5年のものが3件で、いずれも新規設定するものです。面積は合計18,700㎡です。</p> <p>また、所有権の移転について、2件の申し出があり、面積は合計7,605㎡です。</p> <p>いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>ご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
太平副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	(質問なし)
太平副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の</p>



	<p>規定による金沢市農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
<p>太平副会長</p>	<p>ご異議なしと認め、議案第5号は、原案のとおり決定いたします。</p> <p>続きまして、報告事項にまいります。</p> <p>報告第1号 農地法第4条第1項第8号及び報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、事務局から報告願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号の規定による届出について、ご報告いたします。</p> <p>議案書は10ページから23ページまでです。</p> <p>届出件数は、第4条が10件で、面積は合計3,853.00㎡、第5条が42件で、面積は合計14,368.00㎡です。内容、転用目的については議案書に記載のとおりです。</p>
<p>太平副会長</p>	<p>ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
<p>太平副会長</p>	<p>質問がないようですので、次に報告第3号 農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局から報告願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>農地法第18条第6項の規定による届出について、報告いたします。議案書は24ページです。</p> <p>届出件数は1件で、面積は970㎡、解約理由は所有者変更によるものです。</p>
<p>太平副会長</p>	<p>ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
<p>太平副会長</p>	<p>質問がないようですので、次に報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告願います。</p>

	ます。
事務局	<p>農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告いたします。議案書は25ページから28ページです。</p> <p>届出件数は5件で、面積は合計15,109.21㎡、取得事由は相続で、あっせんの希望はありません。</p>
太平副会長	ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
太平副会長	<p>質問がないようですので、以上で、農地部門の予定の案件は、終了いたしました。</p> <p>慎重なご審議のうえ、円滑な議事の進行にご協力いただき、ありがとうございました。</p> <p>それでは、これにて議長を交替いたします。</p>
会 長	<p>太平副会長、どうもありがとうございました。</p> <p>それでは、協議・連絡事項にまいります。</p> <p>この件について、事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	(資料に基づき、内容説明)
会 長	ただいま、事務局より説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
会 長	それでは最後に、11月中の農業委員の相談・活動内容について、活動されました各委員から報告がありますので、説明をお願いします。
各委員	(各委員から報告)
会 長	ただいま、各委員から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
会 長	<p>ほかに何かありますでしょうか。</p> <p>なければ、これで会議を終了させていただきます。</p> <p>委員の皆さん、ありがとうございました。</p>

事務局長	井口会長、ありがとうございました。それでは、最後に、二口副会長、閉会のご挨拶をお願いします。
二口副会長	(副会長挨拶)
事務局長	ありがとうございました。委員の皆様には、本日はご苦勞様でした。以上で、散会といたします。